

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

＜案件名称＞ 令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区）

	ページ数
1. 入札公告	1～2
2. 入札説明書	3～11
3. 仕様書	12～13
4. 入札説明書様式.....	14～23
5. 契約書(案)	24～37

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、**次頁の「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。**

※2 各様式のエデータ(エクセル・ワード)の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階
広島労働局 総務部 総務課 会計第2係 丸山
電話番号:082-221-9241

入札関係書類受領書(電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送にてご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いします。

< 宛 先 >

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 丸山
MAIL:hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約 (広島、呉、東広島、廿日市地区)
---------	---

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名 称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式(予定)		☐ 電子調達システム (いずれかにチェック) ☐ 紙入札

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月22日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

1 概要及び日程等

(1) 調達件名及び数量

令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区） 一式

(2) 履行期間又は履行期限

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

(3) 履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所

(4) 契約方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

(5) 入札説明書の交付

この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで

(6) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和8年1月21日（水） 17時00分

(7) 入札書の提出期限

令和8年1月26日（月） 10時50分

(8) 開札の日時及び場所

令和8年1月26日（月） 11時00分

広島労働局総務部総務課内

2 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島地方合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係

電話082-221-9241

上記の交付場所、広島労働局ホームページ及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」でA、B、C又はD等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 厚生労働省から指名停止を受けている者でないこと。

- (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札金額は総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に違反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。原則、電子契約による。

(6) 落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

入札説明書

令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区） 一式
（令和8年度契約案件）
広島労働局総務部総務課

○契約担当官等 支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

I 個別事項

1 概要及び日程等

（１）調達件名及び数量	令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区） 一式
（２）履行期間又は履行期限	令和8年4月1日から令和9年3月31日
（３）履行場所	支出負担行為担当官が別途指定する場所
（４）契約方法	一般競争入札（最低価格落札方式）
（５）競争参加資格の等級	令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」でA、B、C又はD等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
（６）入札説明書の交付	この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで
（７）競争参加資格確認関係書類等の提出期限	令和8年1月21日（水） 17時00分
（８）入札書の提出期限	令和8年1月26日（月） 10時50分
（９）開札の日時及び場所	令和8年1月26日（月） 11時00分 広島労働局総務部総務課内
（10）質問の期限	令和8年1月16日（金） 17時00分
（11）低入札価格調査基準額の設定の有無（予定）	無
（12）入札保証金及び契約保証金	免除。 ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札価格の100分の5以上に相当する金額を納付させる。

2 照会窓口

入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島地方合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課会計第二係 丸山
電話082-221-9241（内線151）

3 質問等

(1) 本入札に関し質問等がある場合は、次の区分に従い質問の期限までに提出すること。

① メール

質問の送信先アドレス hir-kaikei2@mhlw.go.jp

② 照会窓口に持参

(2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、入札書の提出期限の前日 17 時 00 分までに、メールにて回答する。

なお、簡易な質問については、質問者に対してのみ、電話等で回答する。

4 本入札者に求められる事項

本入札に参加しようとする者は、「Ⅱ 共通事項」に記載する事項の他、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 前記競争参加資格の等級を有していること。

(2) 本調達仕様書を期間内に閲覧すること。

5 提出書類

本入札に参加しようとする者は、次の書類等をそれぞれの提出期限までに提出しなければならない。(提出部数 各 1 部)

① 競争参加資格を有することを証明する書類等

ア 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

イ 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書(入札説明書様式-1)

② 暴力団等に該当しない旨の誓約書(入札説明書様式-2)

* 開札日の属する年度に誓約書を既に提出したことがある場合で、その内容に変更が無いときは、当該提出済のものの写しを提出すれば足りる。

③ 入札書(入札説明書様式-4)

(代理人が紙により入札する場合には委任状(入札説明書様式-5)を併せて提出する必要がある。)

6 支払条件

契約書案記載のとおり。

Ⅱ 共通事項

1 電子調達システムの利用に関する事項

- (1) 本件は、電子調達システムを利用して実施する。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。
- (2) 電子調達システムを利用して書類及び入札書等を提出する場合の要領は、電子調達システム所定の操作方法による。
- (3) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ・ ヘルプデスク 0570-014-889
 - ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp>ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、「Ⅰ 個別事項」2に記載した照会窓口へ連絡すること。

2 書類の提出義務

- (1) 入札者は、競争参加資格確認関係書類等及び入札書等の必要な書類を、本入札説明書の定める期限及び場所に提出しなければならない。
- (2) 書類提出の受付時間については、受付期間中の平日（ただし12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- (3) 入札者は、提出した書類等について真正性確保等の観点から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 言語及び通貨

契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

4 競争参加資格

- (1) 法令により競争に参加できない者
予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
 - ① 以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- キ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 競争に参加させない者

予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、次に該当する者は、競争に参加することができない。

- ① 厚生労働省から指名停止を受けている者
- ② 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- ④ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、本入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がある者

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

* 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- ⑤ 本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者

* これに該当すると思われる事実がある場合は、あらかじめ入札説明書記載の照会窓口に照会すること。

(3) 再委託を予定している者の取扱い

業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。

なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。

(4) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

5 競争参加資格確認関係書類等の提出方法等

(1) 競争参加資格確認関係書類等は、次の手順により提出しなければならない。

① 電子調達システムにより入札する場合

競争参加資格確認関係書類等をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システム所定の操作方法により提出しなければならない。

なお、競争参加資格確認関係書類等を電子データ化する際のファイルは、PDF形式とする。

また、電子データ化は、各項目別に一つのファイルを作成するか、一つのファイルとして作成した上で各項目別にしおりを付けるものとする。

＊ 電子調達システムは、仕様上の制約により一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、ZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

＊ 送付する際において、電子調達システムの仕様上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。提出したファイルの追加、修正等については紙による提出が必要である。

② 紙による入札の場合

入札説明書に定められた競争参加資格確認関係書類等を、持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）により提出しなければならない。電信、電話等による提出は認めない。

(2) 競争参加資格確認関係書類等を提出後、入札への参加を取り止める場合は速やかに「I 個別事項」の2に記載した照会窓口へ連絡すること。

6 入札書に記載する金額

(1) 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 調達品目ごとの単価を記載した入札内訳書を作成すること。

7 入札書の引換え等の禁止

(1) 入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(2) 入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を充分理解した上で入札するものとし、入札後不明の点があったことを理由として異議を申し立てることができない。

8 電子調達システムによる入札書の提出

(1) 電子調達システムにより入札する場合、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。

(2) 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

9 紙による入札書の提出

- (1) 紙により入札する場合は、「入札説明書様式－4」により作成した入札書を持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）により提出しなければならない。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
- (2) 入札書には電子くじ番号として、任意の3桁を記入しなければならない。入札書に電子くじ番号の記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。
＊ 電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が2者以上いる場合のくじ引き（16（3）参照）に使用される。
- (3) 電話、電信等による提出は認めない。
- (4) 入札書（入札金額の内訳を記載した入札内訳書も含む。）は封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官広島労働局総務部長殿）及び件名（開札日及び「令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区）」の入札書在中）を記載しなければならない。
- (5) 代理人が紙により入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に「入札説明書様式－5（1）」及び「入札説明書様式－5（2）」による代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 前項の場合において、入札書に記載する代理人の氏名は、委任状の内容と一致しなければならない。
- (7) 委任状の日付は提出日とする。

10 代理人の兼務禁止

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

11 入札の無効

- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 次に掲げる入札書は無効とする。
 - ① 入札書に記名がされていないもの
 - ② 入札金額を訂正したもの
 - ③ 金額の数字及び入札書の名称等、記載事項が不明瞭なもの
 - ④ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがあるもの
 - ⑤ 同一の者による入札が複数あるもの
 - ⑥ 電子調達システム利用規約に違反した者のもの
 - ⑦ 頭名を欠いた（契約当事者となるべき者の記載が無い）代理人によるもの
 - ⑧ その他、入札公告若しくは通知、本入札説明書又は関係職員が指示した事項に違反しているもの

- (3) 入札に参加した者が、「入札説明書様式－２」の誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
- (4) 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時点で競争参加資格を失い、又は競争参加資格を有しないことが判明した場合は、当該入札者の入札を無効とする。

12 入札の延期等

入札者が連合又は不穏な挙動等をする場合であって、本入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められるときは、開札の延期又は入札の中止をすることがある。

13 入札公告の取消

支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することがある。

14 開札手続

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（既に提出済の場合を除く。）を提示又は提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

15 再度入札

- (1) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。
なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。
- (2) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。
- (3) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

16 落札者の決定

- (1) 入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であつ

て、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予算決算及び会計令第86条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。）

② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合

- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。

17 落札者の通知

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの落札通知書により通知する。

18 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。
契約書の締結は、原則、電子契約書によるものとする。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙契約書によるものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印する。
- (3) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。
- (5) 契約書の規定により再委託の申請をする際の所定の様式は、「入札説明書様式－6」とする。

19 契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

20 費用負担

本入札に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、入札者の負担とする。

21 書類の返還

提出された書類は返還しない。

22 入札者参加者の公開等に対する同意

入札者は、厚生労働省が行う情報公開等の際、自己の名称又は商号、入札金額等が公開される場合があることにあらかじめ同意するものとする。

23 臨機の措置

自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

24 その他

(1) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

① 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

② 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(2) 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況により、仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

(以下この頁余白)

仕 様 書

令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区）

1 調達品目

調 達 内 容	予 定 数 量	単 位
ガソリン（レギュラー）	13,497	リットル
官用車タイヤ交換	35	回
灯油（暖房用）	126	リットル

2 調達期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 官署別予定数量等

※スタッドレスタイヤ保有車台数（リース車は除く）

No	官署名	所在地	令和8年度予定数量												請求書
			レギュラー ガソリン	タイヤ 交換	灯油		台数		内 リース車		※				
1	広島労働局本庁舎	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	5,023	0	14	回	—	0	8	台	1	台	6	台	1枚
2	広島中央労働基準監督署	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階	1,313	0	2	回	—	0	3	台	1	台	2	台	
3	呉労働基準監督署	呉市中央3-9-15 呉地方合同庁舎5階	934	0	—	回	—	0	2	台	1	台	1	台	
4	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	616	0	2	回	—	0	2	台	1	台	1	台	
5	廿日市労働基準監督署	廿日市市新宮1-15-40 廿日市地方合同庁舎1階	554	0	1	回	—	0	2	台	1	台	1	台	
6	広島労働局分庁舎 （職業安定部）	広島市中区八丁堀5-7 広島K Sビル4階	2,598	0	6	回	—	0	3	台	—	台	3	台	1枚
7	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル	645	0	4	回	—	0	4	台	2	台	2	台	
8	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家6479-1	456	0	1	回	—	0	2	台	1	台	1	台	
9	呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	467	0	1	回	126	0	2	台	—	台	2	台	
10	可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36	243	0	—	回	—	0	2	台	2	台	0	台	
11	広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘13-7	506	0	4	回	—	0	2	台	—	台	2	台	
12	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	142	0	—	回	—	0	1	台	1	台	0	台	
合計			13,497	0	35	回	126	0	33	台	11	台	21	台	2枚

【注意事項】

- 官用車台数は、令和7年10月末日現在の台数であり、令和8年度中に増減する可能性があること。
- スタッドレスタイヤを保有している官用車台数は、令和8年度中に増減する可能性があること。
- 官用車台数の内、リース車についてはタイヤ交換は不要とする。
- 予定数量について、給油は近年の実績、タイヤ交換については官用車保有台数（スタッドレスタイヤ保有車数）に基づく数量であるため、令和8年度における調達数量を約するものではなく、増減するものであること。

4 入札書に記載する金額

入札にあたり入札書に記載する金額は、調達内容に記載した商品に納入までに要する費用等を含めて単価の算出を行い、その価格に「予定数量」を乗じた額を含めて記載すること。
※ガソリンの単価について、資源エネルギー庁が行う給油小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）令和8年1月21日（水）発表分を基準とすること。

5 仕様等

- 上記3の各官署の半径5km程度以内に給油等を行うことが可能な給油スタンドがあること。
- 給油、タイヤ交換は給油スタンドへの官用車の持込みにより行う。
- 給油方式は、スタッフ給油またはセルフ給油とする。
- 1台毎に1枚給油カードを発行し、給油カードによる調達（給油・タイヤ交換）ができること。

- (5) 給油カードは令和8年4月1日(水)までに各官用車所属官署へ届けること。
- (6) タイヤ交換はスタッドレスタイヤとノーマルタイヤの脱着作業(1台につき4本)とし、ホイールバランス調整を行うこと。
- (7) ガソリン給油、灯油調達又は官用車タイヤ交換を行った場合、納品書(任意様式)を運転者に発行すること。
- (9) 調達に要するすべての費用は落札業者の負担とする。

6 請求書

- (1) 当局が提示する内訳毎に、当月に調達した内容を取りまとめて、翌月に「官署支出官 広島労働局長」あてに請求書を発行すること。(分割が不可能な場合、相談可。)
- (2) 当該請求にあたっては、所属毎及び車両毎に内訳書を添付すること。

7 契約

- (1) 契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 契約単価については、落札者が提示した落札価格の根拠となる発注単位により契約締結を行う。
- (3) 別紙「契約書(案)」により契約締結を行う。

8 価格変動について

契約期間中に原油価格の変動等によりガソリン価格が変動した場合、つぎの基準及び方法によりガソリン単価の変更契約を締結する。

- (1) 資源エネルギー庁が行う給油所小売価格調査(ガソリン、軽油、灯油)の各月の第3回目の調査を基準とする。
- (2) 前回の変更契約金額の判定基準となった同調査の価格との差額金額を契約金額に反映させる。ただし、差額金額がレギュラーガソリン価格は3円未満、灯油配達18ℓの価格は60円未満の場合は変更しない。
 ※ 公表額は税込のため、税抜の増減額は100/110の額とし、小数第2位を四捨五入する。
 ※ 灯油公表額は18ℓ税込のため、増減額は18で除し、小数第2位を四捨五入する。
 ※ 契約金額に小数点以下を設定しない場合は、最終計算時に小数第1位を四捨五入する。
- (3) 変更日は翌月の1日からとし、変更契約を書面にて行う。
- (4) 初回の基準日は令和8年3月18日(水)発表の調査とする。令和8年3月18日公表額と、見積作成時の基準日とした令和8年1月21日公表額との差額が3円以上となる場合、初回契約日と同日付の変更契約を行うこととする。

【ガソリン価格変更契約の例】

	基準日		基準日		基準日
公表日(毎月第3水曜日)	3月18日	4月15日	5月20日	6月17日	7月15日
公表額(広島県レギュラー)	148.4	151.3	151.4	149.5	142.5
直近基準日との差額		+2.9	+3.0	-1.9	-8.9
増減額		変更なし	+2.7	変更なし	-8.1
契約単価	136.5	変更なし	①139.2	変更なし	②131.1
契約単価改訂日			6月1日		8月3日

$$\textcircled{1} 3 \times 100 / 110 = 2.727 \cdots \approx 2.7 \quad 136.5 + 2.7 = 139.2$$

$$\textcircled{2} 8.9 \times 100 / 110 = 8.090 \cdots \approx 8.1 \quad 139.2 - 8.1 = 131.1$$

【灯油価格変更契約の例】

	基準日		基準日		基準日
公表日(毎月第3水曜日)	3月18日	4月15日	5月20日	6月17日	7月15日
公表額(広島県灯油店頭18ℓ)	1,820	1,878	1,948	1,904	1,858
直近基準日との差額		+58	+128	-44	-90
増減額		変更なし	+6.5	変更なし	-4.5
契約単価	85.8	変更なし	③92.3	変更なし	④87.8
契約単価改訂日			6月1日		8月3日

$$\textcircled{3} 128 \div 18 \times 100 / 110 = 6.464 \cdots \approx 6.5 \quad 85.8 + 6.5 = 92.3$$

$$\textcircled{4} 90 \div 18 \times 100 / 110 = 4.545 \cdots \approx 4.5 \quad 92.3 - 4.5 = 87.8$$

9 問い合わせ先

広島労働局総務部総務課会計第2係
 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
 TEL: 082-2221-9241 MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書

(入札件名:令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約(広島、呉、東広島、廿日市地区))

1. 当社(私)は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社(私)は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社(私)は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社(私)は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項(法令違反や反社会勢力による不当介入等)が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社(私)は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社(私)の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

代理人名

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員に利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所又は所在地

社名及び代表者名

生年月日（個人の場合のみ） 年 月 日生

*法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（入札説明書様式－ 2 別添又は任意様式にて作成したもの）を添付すること。

役員の氏名及び生年月日

[illegible]

(注1) 法人の場合、この様式には登記事項証明書に記載されている事項を記入して下さい。

(注2) この様式は必要な事項が記載されていればエクセル等の任意様式で作成して差し支えありません。

競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について

調達件名：令和 8 年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区）

上記調達に係る競争参加資格確認関係書類等については、電子調達システムを利用せず、紙により提出します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

照会先

担当者電話番号：

担当者氏名 ：

入 札 書

¥ _____

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること)

入札件名：令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区）

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)		

(注)「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

委 任 状

当社（私）は、次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（代理人）住 所

所属（役職）

氏 名

記

1. 入札件名：令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区）
2. 委任事項：
 - （1）当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
 - （2）復代理人の専任
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

（注）復代理人選任権限を付与しない場合は、不用な文字を抹消して作成して下さい。

委 任 状

（復代理人用）

私は、次の者を復代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（復代理人）住 所

所属（役職）

氏 名

記

- 1．入札件名：令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区）
- 2．委任事項：当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
- 3．委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

再委託に係る承認申請書

令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区）に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委任する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委任する相手方の業務の範囲
3. 委任を行う合理的理由
4. 委任する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

再委託に係る変更承認申請書

令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区）に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

- 1． 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2． 変更後の事業者の業務の範囲
- 3． 変更する理由
- 4． 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5． 契約金額
- 6． その他必要と認められる事項

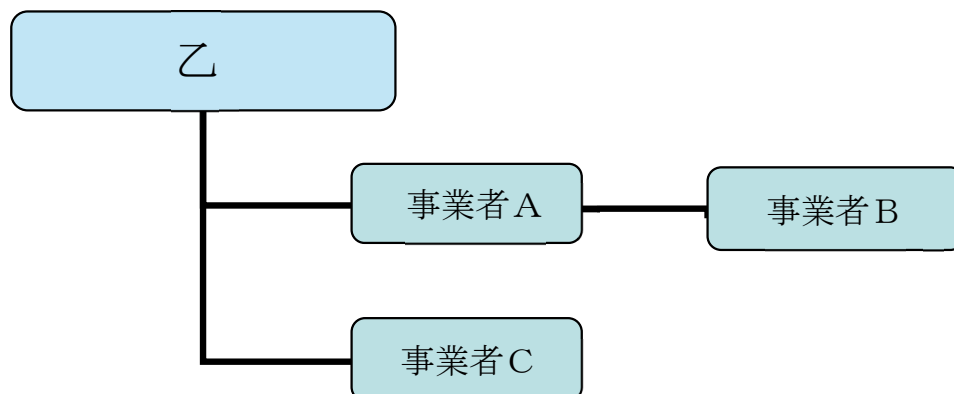
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	広島県〇〇市		
B			



契 約 書 (案)

1. 件 名 令和8年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区）
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 契約単価 別紙1のとおり
契約単価に数量を乗じて得た額に、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、100分の10を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）を消費税額及び地方消費税額として支払うものとする。
5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、令和8年度官用車ガソリン等の調達（広島、呉、東広島、廿日市地区）（以下「業務」という。）に関し、別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀6番30号
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙

契 約 条 項

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別紙1に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満である場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りでない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、様式2により甲に再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めのない限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係にある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を様式3により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に速やかに納品書を交付し、検査を受けなければならない。

2 甲の指定する検査職員は、毎月契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、すべての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了したものとする。

4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、当月分の調達した内容を取りまとめて、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭

和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

（個人情報保護）

第14条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。

6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

（契約の解除等）

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該

期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第16条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。
- (3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めている場合は除く。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを

甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- （1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- （2）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- （3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- （4）乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- （5）前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

- 3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要

な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第26条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省法令違反に係る契約解除)

第27条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用者が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省法令違反に係る違約金)

第28条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第29条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約

不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約金額内訳書の提出)

第30条 乙は、本契約締結後、速やかに契約金額の内訳を書面により提出しなければならない。

2 契約金額の内訳は、少なくとも年度別、仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められるときは、このかぎりでない。

3 前2項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないと判断されるときは、甲は説明を求めることができる。

(紛争等の解決方法)

第31条 本契約条項又は本契約に定めのない事項若しくは契約条項の解釈について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第32条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第6条、第13条、第15条第2項、第17条、第19条、第22条、第24条、第28条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下この頁余白)

1 調達品目

調 達 内 容	単 位	単価金額（税抜）
ガソリン（レギュラー）	1 リットル	
官用車タイヤ交換	1 回	
白灯油	1 リットル	

2 官用車台数

※スタッドレスタイヤ保有車台数（リース車は除く）

No	官 署 名	所 在 地	台 数	※
1	広島労働局本庁舎	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	8	6
2	広島中央労働基準監督署	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階	3	2
3	呉労働基準監督署	呉市中央3-9-15 呉地方合同庁舎5階	2	1
4	広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	2	1
5	廿日市労働基準監督署	廿日市市新宮1-15-40 廿日市地方合同庁舎1階	2	1
6	広島労働局分庁舎（職業安定部）	広島市中区八丁堀5-7 広島K S ビル4階	3	3
7	広島公共職業安定所	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル	4	2
8	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家6479-1	2	1
9	呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	2	2
10	可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36	2	0
11	広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘13-7	2	2
12	廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	1	0
合 計 車 両 台 数			33	21

（注）官用車台数は、令和7年10月末日現在の台数であり、令和8年度中に増減する可能性があること。

3 ガソリン給油所

サービスステーション名	所 在 地	備 考

4 仕様

- (1) 給油、タイヤ交換は給油スタンドへの官用車の持込みにより行う。
- (2) 給油方式は、スタッフ給油またはセルフ給油とする。
- (3) 1台毎に1枚給付カードを発行し、給油カードによる調達（給油・タイヤ交換）ができること。
- (4) 給油カードは令和8年4月1日(水)までに各官用車所属官署へ届けること。
- (5) タイヤ交換はスタッドレスタイヤとノーマルタイヤの脱着作業（1台につき4本）とし、ホイールバランス調整を行うこと。
- (6) ガソリン給油、灯油調達又は官用車タイヤ交換を行った場合、納品書（任意様式）を運転者に発行すること。
- (7) 委託者が受託者に対してガソリンの納入の指示をするときは、給油カードをもってする。

5 請求書

- (1) 当局が提示する内訳毎に、当月に調達した内容を取りまとめて、翌月に「官署支出官 広島労働局長」あてに請求書を発行すること。（分割が不可能な場合、相談可。）
- (2) 当該請求にあたっては、所属毎及び車両毎に内訳書を添付すること。

6 価格変動について

契約期間中に原油価格の変動等によりガソリン価格が変動した場合、つぎの基準及び方法によりガソリン単価の変更契約を締結する。

- (1) 資源エネルギー庁が行う給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）の各月の第3回目の調査を基準とする。
- (2) 前回の変更契約金額の判定基準となった同調査の価格との差額金額を契約金額に反映させる。ただし、差額金額がレギュラーガソリン価格は3円未満、灯油配達18ℓの価格は60円未満の場合は変更しない。
 - ※ 公表額は税込のため、税抜の増減額は100/110の額とし、小数第2位を四捨五入する。
 - ※ 灯油公表額は18ℓ税込のため、増減額は18で除し、小数第2位を四捨五入する。
 - ※ 契約金額に小数点以下を設定しない場合は、最終計算時に小数第1位を四捨五入する。
- (3) 変更日は翌月の1日からとし、変更契約を書面にて行う。
- (4) 令和8年3月18日公表額と、見積作成時の基準日とした令和8年1月21日公表額との差額が3円以上となる場合、初回契約日と同日付の変更契約を行うこととする。
- (5) 契約期間中にガソリン税の改正が行われたときは、改正前と改正後の差額を上記1ガソリン単価金額に加減した額をもって改正日以後の単価金額に変更する。
- (6) 単価金額を変更する場合は、書面をもって行う。
- (7) 受託者は、委託者が正当な事由を認めた場合以外は本契約に基づく委託者の発注を拒むことができない。

7 契約に関する問い合わせ先

〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課 会計第2係

TEL：082-221-9241

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和 8 年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区）に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委任する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委任する相手方の業務の範囲
3. 委任を行う合理的理由
4. 委任する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

再委託に係る変更承認申請書

令和 8 年度官用車ガソリン等の調達に係る単価契約（広島、呉、東広島、廿日市地区）に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	広島県〇〇市		
B			

